

～新たな災害に備えるために、
あなたの財産を守るために～

浦安市

新たな地籍調査



浦安市

新たな地籍調査の流れ

街区(区画)内の対象者(※1)が市へ要望書(※2)を提出

要望書が整った場合 ※3



市で所有権移転や法定相続人の調査等を行い、市から意向表明書を対象者に送付



対象者が市へ意向表明書を提出



意向表明書が整った場合 ※4



市と国および県で実施可否について協議

協議が整った場合



新たな地籍調査の実施

- ※1 原則として、市が地籍予備調査のときに把握していた土地所有者全員が対象となります。
(所有権移転や土地所有者の死亡等があった場合には、新たな土地所有者が対象となります。)
- ※2 要望書の様式につきましては、市ホームページからのダウンロード、または市役所窓口での配布となります。
市役所窓口では、原則として複数人分の配布はできません。
- ※3 要望書の提出に期限はありません。ただし、市から途中経過などの通知をすることはありません。
- ※4 意向表明書の提出期限は、市から送付後約2～3ヶ月程度となります。詳細は郵送する通知に記載します。
なお、対象者全員の意向表明書が整った場合でも整わなかった場合でも結果通知を発送します。

新たな地籍調査の概要と注意点

《浦安市の地籍調査事業について》

本市の地籍調査事業は、地籍予備調査と地籍本調査に分かれており、地籍予備調査は筆界未定の防止を目的として実施しています。

地籍予備調査にて、街区(区画)内で同意が得られない土地が一つでもあった場合は、全同意が得られなかった街区(区画)となり、地籍予備調査で事業を終了し、筆界未定防止の観点から地籍本調査には移行しません。

《新たな地籍調査の概要》

「新たな地籍調査」は、地籍予備調査において全同意が得られなかった街区(区画)となった方々のための制度となります。

街区(区画)内の対象者全員から書面(要望書・意向表明書等)が提出されるなど一定の条件が整った場合は、国・県・市で協議の上、新たな地籍調査の実施を検討します。

実施の決定や実施時期などは約束されるものではありませんのでご了承ください。

新たな地籍調査の注意点

地籍予備調査の際に同意されなかった土地所有者の情報等については、個人情報保護の観点から、市はいかなる理由でも開示しません。

地籍予備調査の際に同意されなかった土地所有者を探すような行為は住民間のトラブルに発展する場合がありますので、お控えください。

新たな地籍調査に要する書面(要望書・意向表明書等)の提出等については、土地所有者個人で判断するものです。他の土地所有者への提出状況の詮索、提出の働きかけ、とりまとめなどは一切行わないでください。市からの働きかけも一切行いません。

上記の事項をご理解いただけない場合、書面等の受け取りをお断りする場合があります。



よくあるご質問

Q 対象者全員の要望書が整わない場合はどうなりますか？

A 要望書のご提出には期限を設けていませんので、整うまで市において保管させていただきます。

Q 対象者全員の意向表明書が整わない場合はどうなりますか？

A 期限までに整わない場合、すべての意向表明書と意向表明書未提出者の要望書は、市において破棄させていただきます。その場合、意向表明書未提出者が新たな地籍調査をご希望される場合は、再度要望書のご提出からのお手続きとなります。意向表明書提出者の要望書は、その後も有効とさせていただきます。提出期限後、意向表明書が整った場合でも、整わなかった場合でも対象者には結果通知を送付いたします。

Q 要望書や意向表明書の提出に市から働きかけをしてもらえますか？

A 提出者や未提出者の情報の提供や未提出者への働きかけなどを市が行うことはありません。

Q 筆界未定になることはありますか？

A 新たな地籍調査開始後にご提出をお願いする書面がご提出されない場合は、ご提出のなかった土地と隣接地の境界が筆界未定となります。

Q 新たな地籍調査では、境界復元案から位置は変わりますか？

A 地籍予備調査時にご提示した境界復元案の位置から変わることはありません。また、ご要望があったとしても変えることはできません。

Q 調査完了までどれほどの期間がかかりますか？

A 調査開始から登記完了まで約2～3年を想定しています。

浦安市のホームページはこちら

<https://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/keikaku/keikaku/toshiseibi/1021673/1032435.html>

※QRコード®は株式会社デンソーウェブの登録商標です



都市整備部道路政策管理課

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号
電話：047-712-6584(直通) FAX：047-352-7996
Mail：dorokanri@city.urayasu.co.jp